

# 評 議 員 名 簿

(平成29年3月23日選任)

役職名	氏 名	現在の役員任期:
評議員	ナガヤマ マチコ 永山 真知子	平成29年4月1日～平成33年度 定時評議員会終結の時
評議員	ギナマ トモコ 宜名真 朝子	//
評議員	ナカムラ フミヒロ 仲村 文宏	//
評議員	シマブクロ ミチコ 島袋 道子	//
評議員	ヨナハ アヤコ 与那覇 紋子	//
評議員	タマキ シンエイ 玉城 信栄	//
評議員	ナカンダカリ エミコ 仲村渠 恵美子	

評議員 7名

社会福祉法人そめ福社会

定 款

平成 29年 4月 1日

# 社会福祉法人そめ福社会定款

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として次の社会福祉事業を行う。

第2種社会福祉事業

(イ) 保育所（向陽保育園）の設置、経営

(ロ) 一時預かり事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人そめ福社会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、沖縄県那覇市古波蔵4丁目2番14号に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  
ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が20万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事

長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

### (役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事の内、1名を業務執行理事とする。

- 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係にある者が理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理

事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 沖縄県那覇市古波蔵4丁目2番14号所在の鉄筋コンクリート造4階建向陽保育園園舎 1棟（458.81平方メートル）
- (2) 沖縄県那覇市古波蔵396番15 向陽保育園 敷地（平方132.23平方メートル）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、那覇市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、那覇市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告



- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、那覇市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を那覇市長に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人そめ福社会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 親泊元勇

理 事

宮城康亘

兼島繁

比嘉満

喜屋武盛榮

親泊タミエ

監 事

上原邦子

花城美由紀

- 1 この定款は法人登記日より施行する。

法人登記 平成 22 年 2 月 18 日

この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成 22 年 7 月 27 日）

この定款の改正は、那覇市長の認可の日（平成 25 年 5 月 29 日）

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人そめ福社会

役員・評議員報酬等規程

---

平成 29年 6月 16日

---

# 役員・評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人そめ福社会（以下、法人という）役員・評議員の報酬等について規定するものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事・及び監事をいう。

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(役員・評議員報酬)

第4条 役員・評議員報酬は、役員・評議員が理事長の招集に応じ理事会、評議員会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円（所得税控除後）を支給する。

2 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合には、その出席1日につき、5,000円を支給する。

3 前2項の他、園の用務により行事、契約業務等の立会い等で出席したときは、その出席1日につき、5,000円（所得税控除後）を支給する。

4 評議員が理事長の招集に応じ、評議員会に出席したときは、その出席1日につき5,000円を支給する。

5 評議員選任・解任委員が、理事長の招集に応じ、評議員選任・解任委員会に出席したときは、その出席1日につき5,000円（所得税控除後）を支給する。

(役員・評議員報酬の支払)

第5条 役員・評議員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第6条 役員が法人に係る用務等で出張する際に要する旅費に関しては「旅費規程」別表Iにおいて別途規定する。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決により行う。

附則 この規程は法人登記日より施行する。

法人登記 平成22年2月18日

(附則) この規定は平成29年4月1日より施行する

(附則) この規定は平成29年6月16日より施行する。

# 役 員 名 簿

(平成29年6月16日現在)

役職名	氏 名	本法人役員就任 通算年月日	現在の役員任期:
理事長	オヤドマリゲンユウ 親泊 元勇	6年3カ月	平成29年6月16日～平成31年度 定時評議員会終結の時
理事	オヤドマリタミエ 親泊 タミエ	6年3カ月	//
理事	ミヤギヤスノブ 宮城 康亘	6年3カ月	//
理事	カネシマシゲル 兼島 繁	6年3カ月	//
理事	キャンセイエイ 喜屋武 盛栄	6年3カ月	//
理事	ヒガミツル 比嘉 満	6年3カ月	//
理事			
理事			
理事			
監事	ウエハラクニコ 上原 邦子	6年3カ月	平成29年6月16日～平成31年度 定時評議員会終結の時
監事	ハナシロミュキ 花城 美由紀	6年3カ月	//

# 平成 28 年度 年間行事予定表

社会福祉法人そめ福祉会 向陽保育園

4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月		1 月		2 月		3 月			
1	金	入園・進級式	日	水	デイサービス交流	金	月	木	身体測定	土	火	水	木	日	元旦	水	身体測定 デイサービス交流	木	身体測定	金	身体測定	土	身体測定	1	
2	土		月	木		土	火	金	身体測定	日	水	木	日	年始休み	金	木	身体測定	土	身体測定	日	身体測定	月	身体測定	2	
3	日		火	金	憲法記念日(休園)	日	水	土	デイサービス交流	月	火	水	土	文化の日(休園)	日	金	年始休み	土	金	節分(豆まき)	月	金	ひなまつり	3	
4	月	身体測定 クラス懇談(0歳児)	水	木	みどりの日(休園)	月	木	日	身体測定	火	水	木	日	火	身体測定	金	身体測定	土	水	新春のつどい 身体測定	月	土	土	4	
5	火	身体測定 クラス懇談(1歳児)	木	金	こどもの日(休園)	火	木	土	身体測定	日	水	木	日	火	身体測定	金	身体測定	土	木	身体測定	月	日	日	5	
6	水	クラス懇談(2歳児)	金	土	身体測定 貧血検査 15:00~	日	月	火	身体測定	水	木	日	土	火	身体測定	金	身体測定	土	月	月	月	月	月	6	
7	木	クラス懇談(3歳児)	土	日	身体測定	月	火	水	身体測定	木	金	土	日	火	身体測定	日	身体測定	月	火	身体測定	土	火	記念撮影	7	
8	金	クラス懇談(4歳児)	日	月	お弁当会 貧血検査	火	水	木	身体測定	金	土	日	月	火	身体測定	土	身体測定	日	水	お弁当会	月	水	お弁当会 お別れ遠足(4歳児)	8	
9	土		月	火	身体測定	水	木	金	保育参加(0~4歳児)	土	日	月	火	水	お弁当会・原簿回収 歯科検診	日	身体測定	月	土	成人の日(休園)	月	木	木	9	
10	日		火	水	身体測定	木	金	土	保育参加(0~4歳児)	日	月	火	水	土	保育参加(0~4歳児)	日	身体測定	月	金	金	金	金	金	10	
11	月		水	木	デイサービス交流 お弁当会	金	土	日	山の日(休園)	月	火	水	木	金	土	日	身体測定	月	土	保育参加(0~4歳児)	月	火	土	11	
12	火		木	金		土	日	月	金	火	水	木	日	土	保育参加(0~4歳児) スポレク大会(3,4歳児)	日	お弁当会	月	火	月	日	日	12		
13	水		金	土	個人面談(0~4歳児)	日	月	火	土	水	木	日	月	火	土	日	お弁当会	月	金	月	月	月	月	13	
14	木		土	日	保育参加(0~4歳児)	月	火	水	日	木	金	土	日	月	火	土	お弁当会	月	土	火	土	火	マラソン大会(4歳児)	14	
15	金	こいのぼり掲揚式	日	月	避難訓練 個人面談(0~4歳児)	火	水	木	月	土	日	月	火	水	土	日	七五三指り	月	日	日	日	水	避難訓練	15	
16	土		月	火	個人面談(0~4歳児)	水	木	金	土	日	月	火	水	土	日	月	夕涼み会	月	月	月	月	木	個人面談(0~3歳児)	16	
17	日		火	水	個人面談(0~4歳児)	木	金	土	日	月	火	水	木	日	土	月	避難訓練	月	日	日	日	金	運動会	17	
18	月		水	木		金	土	日	月	火	水	木	日	月	土	日	海の日(休園)	月	日	日	日	水	内科検診 15:00~	18	
19	火		木	金	内科健診 15:00~	土	日	月	火	水	木	日	月	土	日	月	敬老の日(休園)	月	日	日	日	土	発表会	19	
20	水		金	土	避難訓練	日	月	火	土	日	月	火	水	土	日	月	避難訓練	月	日	日	日	金	発表会	20	
21	木		土	日	火	月	火	水	日	月	火	水	土	日	月	火	避難訓練	月	日	日	日	土	発表会	21	
22	金	お誕生日会	日	月	水	金	土	日	月	火	水	土	日	月	土	日	秋分の日(休園)	月	日	日	日	金	表敬訪問	22	
23	土	親子ピクニック 保護者会総会	月	火	木	土	日	月	火	水	木	日	月	土	日	月	夕涼み会(予備日)	月	日	日	日	土	水	23	
24	日		火	水	金	土	日	月	火	水	木	日	月	土	日	月	お誕生日会	月	日	日	日	金	お誕生日会	24	
25	月		水	木	土	日	月	火	水	木	日	月	土	日	月	土	原・ぎょう虫検査回収	月	日	日	日	土	水	25	
26	火		木	金	日	月	火	水	土	日	月	土	日	月	土	日	お誕生日会	月	日	日	日	金	お誕生日会	26	
27	水		金	土	月	火	水	木	土	日	月	土	日	月	土	日	お誕生日会	月	日	日	日	土	お誕生日会 個人面談(4歳児)	27	
28	木		土	日	火	月	火	水	日	月	土	日	月	土	日	月	お誕生日会	月	日	日	日	金	お誕生日会	28	
29	金	昭和の日(休園)	日	月	水	土	日	月	火	水	木	日	月	土	日	月	年末休み	月	日	日	日	土	水	29	
30	土		月	火	木	土	日	月	火	水	木	日	月	土	日	月	お引き金(祖父母)	月	日	日	日	金	木	修了式	30
31			火	水	土	日	月	火	水	木	日	月	土	日	月	土	不審者対応訓練	月	日	日	日	土	金	31	

- ★ スイミング…… 3, 4歳児希望者(毎週金曜日/月4回)
- ★ 空手…… 4歳児クラス(毎週火曜日/月4回)
- ★ 体育あそび…… 3, 4歳児クラス(毎週木曜日/月4回)

- ★ 身体測定……(第1月、火曜日)
- ★ デイサービス交流……(第1水曜日)
- ★ お弁当会……(第2水曜日)
- ★ 避難訓練……(第3木曜日)
- ★ お誕生日会……(第4金曜日)
- ★ 保育参加……(第2土曜日)

※4, 7月~9月なし

※ 都合により、行事の日程が変更になる場合があります。  
御了承下さい。

28年

# 27年度年間行事

	保育園の行事	保護者同伴
4月	入園式、進級式(1日)、鯉のぼり掲揚式(15日) 避難訓練(20日)、親子ピクニック(26日)	クラス懇談0歳(4日)、クラス懇談会1歳(5日) クラス懇談2歳(6日)、クラス懇談会3歳(7日) クラス懇談4歳(8日)、親子ピクニック(23日)
5月	避難訓練(18日)、尿、蛭虫検査(前期、25日) 不審者対応訓練(31日)内科検診(19日)	保育参加 宇宙(14日)
6月	貧血検査(6日)、歯科検診(22日) 避難訓練(15日)	保育参加 太陽(11日) 個人面談(13日~17日)
7月	プール開き(2日~)、避難訓練(20日)	保育参加 地球(9日)、夕涼み会(23日)
8月	避難訓練(17日)、お泊り保育(5日)	保育参加 三日月(13日) スポレク(13日)
9月	避難訓練(21日)	お招き会(30日)、保育参加(10日) 運動会(17日)、
10月	避難訓練(19日)不審者対応訓練(26日) ハロウィンパーティー(31日)	保育参加 宇宙(8日)、
11月	尿、蛭虫検査(後半9日) 歯科検診(後期9日)、七五三詣り(16日) 劇団バク鑑賞(12日)、内科検診(後期17日)	保育参加(8日)、
12月	避難訓練(21日)、クリスマス会(22日)	保育参加 地球(12日)、発表会(17日)
1月	避難訓練(18日)、	もちつき大会(28日)、保育参加 三日月(14日) 個人面談(23日~26日)
2月	豆まき節分祭(3日)、記念撮影(7日) 避難訓練(15日)	保育参加 一番星(18日) 個人面談(13日~17日)
3月	お別れ遠足(8日)、避難訓練(15日) 終了式(30日)、マラソン大会(14日)	ひな祭り(3日) 卒園式(25日)

## 平成 28 年度

# 本部会計 事業報告

### 理事会開催日

- ・ 第 1 回 H28 — 5 月 23 日 (月) 参加人数 9 名
- ・ 第 2 回 H28 — 12 月 19 日 (月) 参加人数 8 名
- ・ 第 3 回 H29 — 1 月 30 日 (水) 参加人数 8 名
- ・ 第 4 回 H29 — 3 月 23 日 (木) 参加人数 8 名
- ・ 第 5 回 H29 — 3 月 23 日 (木) 参加人数 3 名

### 監事監査開催日

- ・ 第 1 回 H29 — 5 月 21 日 (土) 参加人数 2 名

### 理事研修

- ・ H28 年度 福祉サービスに関する苦情解決セミナー  
(平成 29 年 1 月 18 日 浦添市社会福祉センター)  
参加者 ・上原 邦子 ・親泊タミエ ・徳元次人 3 名



## 財 産 目 録

平成 29 年 3 月 31 日 現在

社会福祉法人名 そめ福祉会

(単位:円)


貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金						
現金	現金手許有高		運転資金として			25,885
普通預金	琉球銀行古波蔵支店		運転資金として			16,653,999
定期預金	琉球銀行古波蔵支店		運転資金として			10,000,000
			小計			26,679,884
事業未収金			保育単価改正遡及分 他			2,607,606
未収補助金			特別保育事業補助金			3,354,000
前払費用			園児賠償、傷害保険料			183,990
1年以内長期前払費用			火災保険料			82,478
	流動資産合計					32,907,958
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
土地	那覇市古波蔵四丁目396番地15 132.23㎡		第2種社会福祉事業である、向陽保育園に使用している			11,715,578
建物	那覇市古波蔵4丁目396番14、396番15	2009年度	第2種社会福祉事業である、向陽保育園に使用している	129,925,544	27,778,580	102,146,964
	鉄筋コンクリート造 4階建 延面積459.3㎡					
	基本財産合計					113,862,542
<b>(2) その他の固定資産</b>						
構築物	外溝、他		第2種社会福祉事業である、向陽保育園に使用している	882,190	409,938	472,252
車両運搬具	ホンダステップワゴン		園外保育用	6,108,880	2,495,783	3,613,097
器具及び備品	一槽シンク、他		第2種社会福祉事業である、向陽保育園に使用している	15,857,750	11,892,973	3,964,777
人件費積立資産	定期預金 沖縄銀行古波蔵支店		将来における人件費の目的のために積み立てている定期預金			9,000,000
修繕費積立資産	定期預金 琉球銀行古波蔵支店 他		将来における修繕費の目的のために積み立てている定期預金			23,800,000
備品等購入積立資産	定期預金 琉球銀行古波蔵支店		将来における備品購入の目的のために積み立てている定期預金			5,740,000
保育所施設整備費積立資産	定期預金 琉球銀行古波蔵支店		将来における施設整備等の目的のために積み立てている定期預金			18,700,000
長期前払費用	火災保険料		第2種社会福祉事業である、向陽保育園に使用している			215,735
	その他の固定資産合計					65,505,861
	固定資産合計					179,368,403
	資産合計					212,276,361
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金	給食材料費3月分 他					990,839
1年以内返済予定設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構 H29年度 3月分職員給与 他					1,360,000
未払費用	夏季賞与分					7,132,819
賞与引当金						4,189,400
	流動負債合計					13,673,058
<b>2 固定負債</b>						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構					16,660,000
	固定負債合計					16,660,000
	負債合計					30,333,058
	差引純資産					181,943,303


# 監査結果報告書

平成 29 年 5 月 18 日

社会福祉そめ福祉会  
理事長 親泊元勇 様

社会福祉法第 40 条及び関係法令に基づき実施した平成 28 年度 監査結果について  
次のとおり報告します。

監事 上原邦子 

監事 花城美由紀 

監査日時	平成 29 年 5 月 18 日 (木曜日) 14 時～ 18 時	
監査場所	向陽保育園 1F 事務所内	
監査実施内容	・平成 28 年度会計執行状況及び法人・施設運営状況 ・監査結果は別紙 1、2 のとおり	
監査結果	意見	会計処理・決算 など適正に処理されている。
	その他の提案事項	

## 監査項目と監査結果(法人本部用)

担当者 上原 邦子

監査項目	適	否	否の内容(改善要点)
定 款	○		
役 員	○		
理 事 会	○		
評 議 員	○		
事業計画	○		
当初・補正予算			
事業報告	○		
決 算			
会計処理			
資産管理			
借入金償還			
職員採用	○		
職員退職	○		
寄 付 金			
苦情解決	○		

## 監査項目と監査結果(社会福祉事業用)

担当者 花城 美由紀

監査項目	適	否	否の内容(改善要点)
就業規則	○		
給与規程	○		
その他の諸規程	○		
事業計画	○		当番などのマニュアルがあり、新人職員もわかりやすいと思う
当初・補正予算	○		
事業報告	○		
決 算	○		
会計処理	○		
資産管理	○		
災害事故防止	○		
入所者処遇	/		
所持金管理	/		
遺留金品引継	/		
寄 付 金	○		受領書や通帳なども確認できた
苦情解決	○		